

## ○紀南地方老人福祉施設組合の交通事故、道路交通法違反処分基準

(平成20年3月13日)  
訓 令 第 3 号

(趣旨)

第1条 この基準は、紀南地方老人福祉施設組合職員懲戒審査規程（平成16年紀南地方老人福祉施設組合規程第5号）の規定により、職員の交通関係に関する違反行為を行った場合にかかる処分の基準を定めるものとする。

(標準例)

第2条 代表的な事例と、それぞれにおける標準的な処分量定の例は、次のとおりとする。

区分	事由	基準				
		免職	停職	減給	戒告	訓告
飲酒運転 での人身 事故	酒酔いで死亡又は重篤な傷害	○				
	酒酔いで傷害	○				
	酒気帯びで死亡又は重篤な傷害	○				
	酒気帯びで傷害	○				
飲酒運転 以外での 人身事故	死亡又は重篤な傷害（措置義務違反あり）	○	○			
	死亡又は重篤な傷害（措置義務違反なし）	○	○	○		
	傷害（措置義務違反あり）		○	○		
	傷害（措置義務違反なし）			○	○	○
交通法 規違反	酒酔いで物損事故	○				
	酒気帯びで物損事故	○				
	悪質な交通法違反で物損事故	○	○	○		
	酒酔い	○				
	酒気帯び	○				
	悪質な交通法規違反		○	○		
	その他の交通法規違反等				○	○

2 前項の表におけるその他の交通法規違反等は、次に掲げる事項を含むものとし、その運用にあたっては、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の規定による免許停止又は取消し処分等を考慮するものとする。

- (1) 警察官への申告義務違反
- (2) 警察官の職務執行妨害又は無視等
- (3) 速度制限違反
- (4) 信号無視又は一時停止違反
- (5) 車庫証明違反
- (6) 駐停車禁止違反
- (7) その他管理者が前各号に類すると認めるもの

3 飲酒の事情を知らずながら同乗した職員及び酒酔い運転又は酒気帯び運転飲酒運転となることを知らずながら飲酒を勧め、又は容認した職員は、免職又は停職とする。

(処分の加重又は軽減)

第3条 次に掲げる場合は、処分の加重を考慮する。

- (1) 法令等の違反が改まらない場合
- (2) 職員としての適格性に欠ける行動があった場合
- (3) 過去において起こした事故、違反を報告していない等の義務違反があった場合
- (4) 飲酒・酒気帯等の違反のほか、多重的な違反を重ねた場合
- (5) 警察官の職務執行を無視する等の行動があった場合

- (6) 事故等を起こす原因が、当該職員の責めである場合
- (7) その他考慮すべき事情がある場合

2 次に掲げる場合は、処分の軽減を考慮する。ただし、酒酔い運転及び酒気帯び運転に関する処分については、適用しない。

- (1) 過去3ケ年において、事故や違反の前歴がない場合
- (2) 不可抗力に近い場合
- (3) 事故の原因が相手方にある場合
- (4) 事故による傷害及び物損の程度
- (5) その他考慮すべき事情がある場合  
（処分の考慮）

第4条 次の各号に掲げる者は、別に処分を考慮する。

- (1) 部下が事故を起こした場合において、当該職務の監督又は指導が特に不十分と認められる上司
- (2) 当該事故について教唆又は幫助したと認められる者
- (3) その他違反又は事故に関係のある者  
（意見聴取）

第5条 事故審査するにあたっては、審査対象となった当該職員の園長等を同席させ、意見を聴取することができる。

（その他）

第6条 この基準に定めるもののほか、職員の交通事故及び道路交通法違反における処分の基準に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成20年3月13日規程第3号）

この基準は、公布の日から施行する。